

名称	所在地	指名停止期間	指名停止理由
松本大清貿易株式会社	松本市中山1494番地1	令和8年3月17日から 令和8年5月16日まで (2か月)	松本大清貿易(株)は、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和8年2月2日までに松本簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。